

税理士法人 鳩合同会計事務所

所長 飯塚 敏勝 / 副所長 藤田 和久

神戸市中央区北長狭通4丁目4-18
富士信ビル 3階

●近畿税理士会所属

☎078-391-1911

高見税務会計事務所

代表税理士 高見 悟

神戸市灘区深田町4-1-1 ウェルブ六甲道2番街3階
(JR「六甲道」駅南スグ)

●近畿税理士会所属

☎078-821-6433

税理士法人 森田事務所

代表税理士 森田 茂伸

神戸市中央区加納町4-4-17
ニッセイ三宮ビル6階

●近畿税理士会所属

☎078-393-2887

あなたの街の
コラムご紹介頂く
事務所様募集中!!



... お問い合わせは (株)宣通 ☎052(979)1602 ...

確定申告を行います。この副業の所得は、副業の収入から必要経費を差し引いた額が所得となります。また、この所得が「事業所得」となるか「雑所得」(赤字になっても所得0円として給与と損益通算できない所得)となるかの判断の基準が問題となっております。この基準については、R4年10月7日に国税庁より通達が公表されました。その通達では「その所得を得るための活動が、原則、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定しますが、その所得の取引を記録した帳簿書類を保存している場合には、一般的に営利性等を有し、事業所得に区分される場合が多いと考えられます。」とされています。

ただし、上記のように



鳩合同会計事務所
飯塚 敏勝 氏
(近畿税理士会所属)

当事務所は神戸元町で開業以来45年以上の事務所、職員数は16名内税理士5名在籍です。私どもは、専門外の周辺業務にも素早く対応できる様に、弁護士・司法書士・社労士・行政書士・各種コンサルタントとも 日頃から密接に連携しており、いわゆる“ワンストップサービス”を心がけています。個人・法人の幅広い業種等に対応し、医療等の業種や事業承継・相続等の業務に強みがあり定型の対応でなく顧客に寄り添う細やかな対応が特色です。

Q 給与(1か所)以外に副業収入があるときの確定申告の注意点はありますか？

A 1か所から給与の支払を受けている人で、給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人は、確定申告が必要になります。なお、医療費控除やふるさと納税(寄附金控除)などの適用を受ける場合は、20万円以下の所得も含めて確定申告を行います。この副業の所得は、副業の

収入から必要経費を差し引いた額が所得となります。また、この所得が「事業所得」となるか「雑所得」(赤字になっても所得0円として給与と損益通算できない所得)となるかの判断の基準が問題となっております。この基準については、R4年10月7日に国税庁より通達が公表されました。その通達では「その所得を得るための活動が、原則、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定しますが、その所得の取引を記録した帳簿書類を保存している場合には、一般的に営利性等を有し、事業所得に区分される場合が多いと考えられます。」とされています。

知って得する 税の寺子屋